

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	占冠村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.shimukappu.lg.jp/shimukappu/section/soumu/nmudtq000002q5rd.html

執行機関名 占冠村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	占冠村子育て支援医療給付に関する条例(平成6年占冠村条例第18号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年占冠村条例第29号) 別表第1第1項 占冠村子育て支援医療給付に関する条例(平成6年占冠村条例第18号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第一条	占冠村子育て支援医療給付に関する条例(平成6年占冠村条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家族等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の <u>健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児及び児童生徒</u> にかかる医療費を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を進めるとともに、 <u>乳幼児及び児童生徒の健やかな成長</u> を支援するために医療費の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		占冠村子育て支援医療給付に関する条例(平成6年占冠村条例第18号) 占冠村子育て支援医療給付に関する条例施行規則(昭和48年占冠村規則第13号)